

福県医発第 142号 (地)

平成17年4月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



医療法人の附帯業務の拡大について (通知)

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、平成16年3月に厚生労働省老健局振興課と国土交通省自動車交通局旅客課との間で取りまとめられた「介護輸送に係る法的扱いについて」において介護輸送に係る取扱い方針が定められ、障害者（児）福祉サービスについても同様の取扱いを行うものとされたことを受けて、医療法人の附帯業務を拡大するものであります。

なお、この事業を行う場合は、定款等に明記されることが必要となります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





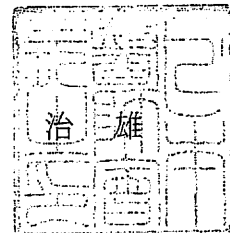
日医発第 15 号 (地 I 7)

平成 17 年 4 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松



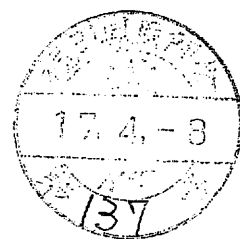
医療法人の附帯業務の拡大について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対してその了知方依頼がありました。

本件は、平成 16 年 3 月に厚生労働省老健局振興課と国土交通省自動車交通局旅客課との間で取りまとめられた「介護輸送に係る法的扱いについて」において介護輸送に係る取扱い方針が定められ、障害者（児）福祉サービスについても同様の取扱いを行うものとされたことを受け、医療法人の附帯業務を拡大するものです。医療法人が、この事業を行う場合には、定款等に明記されることが必要になります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知願いますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

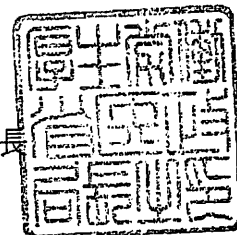


医政発第0330002号

平成17年3月30日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、別添のとおり各都道府県あて通知いたしましたので、御了知
願います。

医政発第0330002号
平成17年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）の範囲に関し、在宅介護の推進にかかるものについて、下記のとおり範囲を改め、医療法人が行うことができる附帯業務を拡大することとしたので、取扱いに当たっては、関係主管部局と連携を図り、適正な運用に努められたい。

記

第1 改正の趣旨

平成16年3月に厚生労働省老健局振興課と国土交通省自動車交通局旅客課との間において取りまとめられた「介護輸送に係る法的取扱いについて」（別添1）において、介護輸送に係る取扱い方針が定められ、障害者（児）福祉サービスについても同様の取扱いを行うものとされたことを受けて、以下のとおり医療法人の附帯業務の拡大をするものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加される業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成17年4月1日より、実施することができるものとしたこと。

○ 在宅介護の推進にかかるもの

児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、介護保険法（平成9年法律第123号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短

期入所事業若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの

ア 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第４３条第１項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第８０条第１項の規定による自家用自動車有償運送

２ 定款等の変更

(1) 医療法人が新たに１に掲げる事業を行う場合にあっては、医療法第４２条第１項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為において規定する必要があることから、医療法第５０条の規定に基づき、その変更が必要となること。
なお、定款変更に当たっては関係陸運局等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

(2) 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第３２条第３項の規定により行うものとする。

(3) 患者サービスの一環としてバス等を使って、無償で患者等の送迎を行うことについては医療法人の附随業務にあたるものであり、道路運送法の適用外であること。

第３ 関連する通知の改正

上記改正に伴い、「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成２年３月１日健政発第１１０号厚生省健康政策局長通知）別添の「医療法人運営管理指導要綱」、「Ⅱ 業務」、「２ 附帯業務」の備考中、

「⑪ 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、介護保険法（平成９年法律第１２３号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの

ア 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第 43 条第 1 項の規定による特定旅客自動車運送事業
ウ 道路運送法第 80 条第 1 項の規定による自家用自動車有償運送」
を追加し、平成 17 年 4 月 1 日より適用するもとする（別添 2）。

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 1 6 年 3 月
厚生労働省老健局振興課
国土交通省自動車交通局旅客課

1. 経過

標記については、平成 1 5 年 9 月に閣議報告された「全国規模の規制改革要望への対応方針」において、平成 1 5 年度中を目途に一定の方向性を見出すこととされている。

今般、厚生労働省と国土交通省の間において、「一定の方向性」についておおむね共通の理解が得られたため、「中間整理案」としてホームページ等において公表し、共同でパブリックコメントに付し意見を募集したところであります。

寄せられた意見を踏まえ、介護輸送に係る取扱いの方針を次のとおり定めたのでお知らせいたします。

2. 取扱い方針の概要

(1) 訪問介護

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② NPO等の非営利法人は、一定の手続、条件の下で、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合についても、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ④ 一定の準備期間の後、訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可を求めることとし、無許可で輸送を行う事業者については、介護報酬の対象としないものとする。

(2) 施設介護

施設介護事業者が行う要介護者等の送迎輸送については、自家輸送であることを明確化するとともに、輸送安全の向上の観点から、運行管理体制の確保、送迎輸送の外部委託化等を促進する。

(3) 重点指導期間

上記の実施に当たっては、一定の重点指導期間を設け、業務適正化、許可取得等に向けた重点指導、啓発を図る。

(4) その他

障害者（児）福祉サービスに係るSTSについても、上記の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

＜中間整理＞

介護サービス事業者が公的介護保険の適用を受ける介護サービス（以下「介護保険サービス」という。）と連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスに係る今後の取扱いについて、厚生労働省及び国土交通省は、

- － 現在、要介護者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に係るＳＴＳ（スペシャル・トランスポート・サービス。要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）による移動が、タクシー等の公共交通機関のみによっては、必ずしも十分に提供されていない状況にあること、
- － 一方、これらの移動制約者に係るＳＴＳによる移動の提供に要する費用の社会的な負担のあり方については、いまだ社会的に議論が成熟していない状況にあること。公的介護保険制度においても、ＳＴＳに係る運賃については、原則として介護報酬の評価の対象としていないこと、
- － こうした状況において、これらの移動制約者に係るＳＴＳが、タクシー事業者等のほか、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、ボランティア等多様な担い手によって現に提供されている状況にあること、

を十分認識しつつ、それゆえ、

- － これらの移動制約者に係るＳＴＳによる輸送サービスが適切に提供されるため、現に提供されている輸送サービス、特に介護サービス事業者が介護保険サービスと連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスについて、その実態を十分踏まえつつ、法的な位置付けの明確化を早急に図る必要があり、
- － その際、タクシー事業者等以外の担い手による輸送サービスについては、輸送中の旅客の安全確保、利用者の保護等の観点から“安全で安心して利用できるＳＴＳ”を目指すとともに、その方策については、現に行われているＳＴＳを過度に萎縮させ、利用者利便に影響することがないように配慮していく必要がある、

との視点に立ち、今後、別紙方針に沿って検討作業を行い、具体的な結論を得たものから逐次実施するものとする。

(別紙)

介護サービス事業者が公的介護サービスと連続的・一体的に行う要介護者に係るＳＴＳの取扱い方針

(訪問介護サービス等の提供に伴うＳＴＳの取扱い)

1. 指定訪問介護事業者等が提供する、通所、通院等のためのＳＴＳ（訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行うものに限る。）については、道路運送法の旅客自動車運送事業に該当するものであり、同法による一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を取得することを基本とし、以下の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。
 - － 道路運送法第４条第１項の規定による一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）の許可の対象として、介護福祉士又は訪問介護員の資格を有する乗務員が要介護者等に限定した輸送を行う場合を追加し、あわせて許可基準を緩和するとともに、運賃に係る認可基準、審査手続を弾力化する。
 - － 道路運送法第４３条第１項の規定による特定旅客自動車運送事業の許可の対象として、要介護者等であって特定の市町村（保険者）に係る制度的な関連において、継続的な需要に応じるものであって、かつ、指定居宅サービス事業者において会員制等によりあらかじめ旅客の範囲を具体的に明示している場合等が含まれることを明確化する。
 - － ＮＰＯ等の非営利事業者については、構造改革特別区域における措置として実施され、本年度内に実施する「ＮＰＯによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」の全国実施等（セダン型等の一般車両の使用について構造改革特別区域計画の認定を受けた区域において行う措置を含む。）により、道路運送法第８０条第１項の許可により対応できることとする。
 - － 道路運送法第８０条第１項による自家用自動車有償運送の許可の対象として、指定訪問介護事業者等の介護福祉士又は訪問介護員が、介護保険サービスと連続して自己の車両で当該サービスを利用した要介護者等に対象を限定して輸送サービスを行う場合を追加するとともに、この場合における許可申請は、指定訪問介護事業者等が一括で行うことができるものとする。
 - － 道路運送法による許可（上記の措置によるものを含む。）を得ることなく、指定訪問介護事業者等が、その提供する介護保険サービスと連続して、又は一体としてＳＴＳを提供することは、道路運送法に抵触する違法な行為であること。このことから、当該介護サービスについては、介護報酬の対象としない。

(指定通所介護サービス等の提供に伴うＳＴＳの取扱い)

2. 指定通所介護事業者若しくは指定通所リハビリテーション事業者が、その提供する通所介護サービス若しくは通所リハビリテーションサービスと、指定短期入所サービス事業者が、その提供する短期入所生活介護サービス若しくは短期入所療養介護サービスと、それぞれ一体として行うもっぱら「施設送迎」としてのＳＴＳについては、以下の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

- ー 送迎加算の取扱いについて引き続き検討するとともに、介護報酬に含まれる送迎加算を受けて要介護者の自宅等との間で行う送迎については、道路運送法が適用されない「自家輸送」として取り扱う。
- ー 介護サービス事業者において、運行管理等の体制を確保するなど輸送の安全確保を自主的に図るとともに、送迎加算を財源とすること等により、道路運送法による許可を受けた旅客自動車運送事業者への委託を促進する。

(重点指導期間（仮称）)

3. 1. 及び2. に掲げる検討により結論が得られた事項を措置するに当たっては、現に道路運送法による許可を取得することなく公的介護サービスと連続して、又は一体としてＳＴＳを行っている介護サービス事業者について、著しく高額な対価を収受しているもの、訪問介護の実態に乏しく実質的にタクシー業務のみを行っているもの等を除き、ただちに介護保険法や道路運送法による行政処分、刑事告発を行うのではなく、一定の重点指導期間を設け、その間においては、業務適正化、許可取得等に係る指導、啓発を重点的に実施する。

(その他)

4. 障害者（児）福祉サービスに係るＳＴＳについても、上記の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

以 上

別添 2

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」

新

別添

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
I (略)		
II 業務		
1 (略)		
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 ① 医療関係者の養成又は再教育 ② 医学又は歯学に関する研究所の設置 ③ 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置 ④ 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置 ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務 ⑥ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照) ・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。 ① 薬局 ② 施術所 ③ 衛生検査所 ④ 訪問看護ステーション ⑤ 介護福祉士養成施設 ⑥ ケアハウス ⑦ ホームヘルパー養成研修事業

旧

別添

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
I (略)		
II 業務		
1 (略)		
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 ① 医療関係者の養成又は再教育 ② 医学又は歯学に関する研究所の設置 ③ 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置 ④ 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置 ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務 ⑥ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照) ・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。 ① 薬局 ② 施術所 ③ 衛生検査所 ④ 訪問看護ステーション ⑤ 介護福祉士養成施設 ⑥ ケアハウス ⑦ ホームヘルパー養成研修事業

		⑧ 難病患者等居宅生活支援事業 (ホームヘルプ、短期入所事業) ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業 ⑩ 介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業 (訪問理美容サービス事業を除く)、介護予防・生きがい活動支援事業及び在宅介護支援事業 ⑪ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であつて次に掲げるもの</u> <u>ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業</u> <u>イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業</u> <u>ウ 道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車有償運送</u>			⑧ 難病患者等居宅生活支援事業 (ホームヘルプ、短期入所事業) ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業 ⑩ 介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業 (訪問理美容サービス事業を除く)、介護予防・生きがい活動支援事業及び在宅介護支援事業
--	--	---	--	--	--